

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和8年5月29日）から施行することにしました。

（総務局人事部給与課）